

議案第24号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年 2月17日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

行政不服審査法の改正に伴い、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和32年葛飾区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改め、同条第5項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第18条の見出し及び同条第1項、第19条第1項第1号並びに第21条第4項中「禁錮」を「禁錮」に改める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。